平成２９年（フ）第２７５号
鹿児島県鹿児島市岡之原町3809番地
債務者　梅ノ内利幸
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
長野県須坂市墨坂５丁目11番31号
債務者　友田　祐樹
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８１号
京都市伏見区小栗栖中山田町71番地　府営住宅小栗栖西団地22―306
債務者　細谷　敬一
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６９３号
京都市伏見区西柳町574番地　坂井荘106号
債務者　橋本　末子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０５号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地７棟208号
債務者　吉川　武治
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２３号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町83番地　ベルメゾン中塚　２Ａ
債務者　**㐂**川　浩美
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３８号
京都市右京区西京極葛野町41番地　ハイツシェトワ204号室
債務者　山口　正宏（旧姓森口）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６６号
京都市山科区四ノ宮山田町５番地　藤井ハイツ２Ｆ２号
債務者　小川　英子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８５号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町78番地
債務者　和光こと　大**㐂**伊三男
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８６号
京都市左京区岡崎徳成町11番地３
債務者　髙橋　里枝
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８００号
京都市伏見区醍醐高畑町１番地　醍醐中市営住宅１―303
債務者　木崎　由麻
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
岡山県苫田郡鏡野町奥津219番地の１
債務者　水田　　昇
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第６２号
岡山県津山市茅町62番地１、前住所岡山県岡山市北区庭瀬291番地　シャンティ吉備Ｃ―101
債務者　井上　美奈
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第５５号
長崎県諫早市目代町737―１（あきやま病院内）、住民票上の住所長崎県諫早市小野町962番地３
債務者　**㐂**村陽一郎
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2476番地41
債務者　柳野　里美
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目４番地４
債務者　濵田　智美
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５１号
岩手県花巻市下似内第11地割83番地バーミィハウスＡ202号、旧住所岩手県花巻市二枚橋第６地割309番地９
債務者　成田　茂子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部